

子育て環境日本一の
京都を目指して!

多様な働き方推進事業費 補助金のご案内

仕事と生活の両立支援
のため、社内制度を
整備したい!!

取組を発信し、
人材確保に
つなげたい

病児保育にも対応できる
子連れ出勤スペースを
設置したい!!

人材確保・定着の促進を目的に
従業員の仕事と家庭の両立に向け
多様な働き方の推進に取り組む
府内中小企業等を支援します!

補助対象事業

- 1 仕事と生活の両立支援のための就業規則等社内制度の整備、多様な働き方の推進に向けたコンサルタントの導入
- 2 託児スペースの整備など多様な働き方の推進に向けた施設整備
- 3 労働生産性の向上による長時間労働の削減等、多様な働き方の推進に繋がる機器・ソフトウェアの導入
- 4 多様な働き方の理解促進に向けた研修・セミナー等の実施
- 5 1~4までの取組を発信し、人材確保に繋げるための求人媒体への掲載、企業説明会への出展等

補助率 ・補助額	共通	ケース	補助率	補助上限
		中小企業等が個別に事業実施する場合	1/2 以内	50 万円
		小規模企業者が個別に事業実施する場合	2/3 以内	50 万円
		複数事業者が共同で事業実施する場合	2/3 以内	100 万円
	実績に応じた 補助率・上限額の嵩上げ	時間単位の年次有給休暇制度を新たに導入し、かつ効果測定期間 における年次有給休暇取得率の10%上昇を達成した場合	2/3 以内	100 万円

新設

病児保育コース

補助対象事業

- 1 ベビーシッター派遣支援
- 2 病児対応子連れ出勤スペース設置支援
- 3 子の看護休暇制度改正
- 4 人材確保に向けた、新たに実施する1~3までの取組の発信

補助率 ・補助額	ケース	補助率	補助上限
	ベビーシッター派遣	2/3 以内	10 万円
病児対応スペース整備	2/3 以内	100 万円	
子の看護休暇制度改正	2/3 以内	15 万円	

新設

育児休業取得促進コース

補助対象事業

- 1 育児休業取得促進のための就業規則・賃金規程等の改正
- 2 育児休業取得促進のための人事評価制度改正
- 3 育児休業取得促進のための研修・セミナー等の実施
- 4 人材確保に向けた、新たに実施する1~3までの取組の発信

補助率・補助額	補助率	補助上限
	2/3 以内	50 万円

申請期間

令和5年4月14日(金)~12月28日(木)

※補助金は予算の範囲内で交付するため、期間内であっても募集を終了する場合、あるいは希望された金額を交付できない場合がありますので、御了承願います。

補助対象者

京都府内に事業所を有し、かつ、「子育て環境日本一に向けた職場づくり行動宣言」を行うものであって、以下のいずれかに該当するもの（みなし大企業に該当しないもの及び国または地方公共団体から出資を受けていないものに限る。）

ア 業種区分に応じて **A** または **B** を満たすもの（個人事業を含む）。その他の法人は、区分に応じて **C** を満たすもの

業種区分	A 資本金基準 (資本の額又は出資の総額)	B 従業員基準 (常時使用する従業員の数)
① 製造業、建設業、運輸業	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ サービス業(ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く)	5,000万円以下	100人以下
④ 小売業	5,000万円以下	50人以下
⑤ ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
⑥ ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
⑦ 旅館業	5,000万円以下	200人以下
⑧ その他の業種(上記以外)	3億円以下	300人以下
その他の法人	C 組織形態・従業員数	
⑨ 組合、連合会	中小企業等経営強化法第2条第1項第6号から第8号に規定される組合及び連合会	
⑩ 医療法人、学校法人、社会福祉法人	常時使用する従業員の数が100人以下の者	
⑪ 社団法人(一般・公益)	直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業者であり、かつ、①～⑧の業種区分に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者	
⑫ 財団法人(一般・公益)	①～⑧の業種区分に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者	
⑬ 特定非営利活動法人	①～⑧の業種区分に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者	

イ きょうと福祉人材育成認証制度による認証を受けているもののうち会社以外のもの

ウ 「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス推進企業認証制度による認証を受けているもののうち会社以外のもの

エ ア、イ、及びウに掲げるもののほか、特に京都府が認めるもの

補助対象経費

【次に掲げる経費】

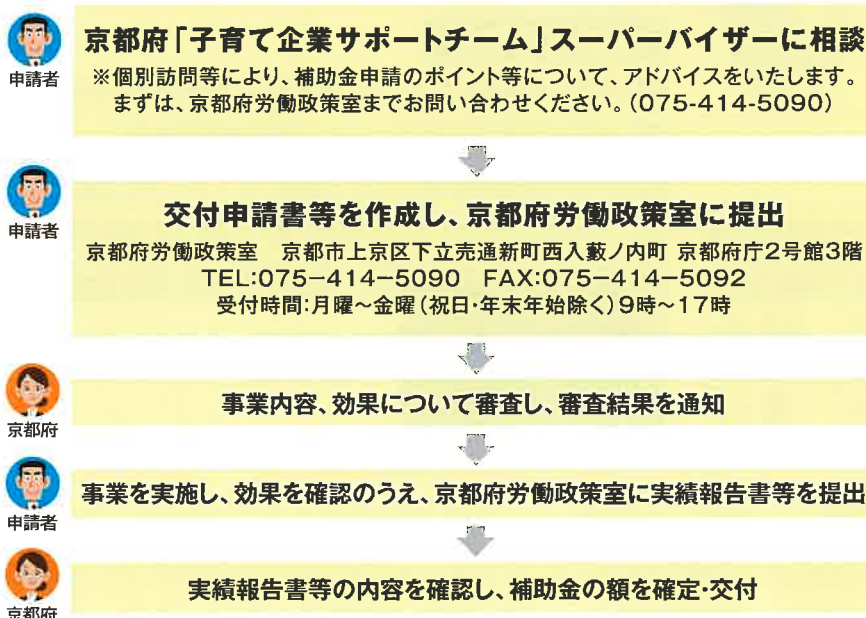
- 就業規則等作成料 ●コンサルタント料 ●講師謝金 ●施設整備費 ●機器のレンタル、リース及び購入経費 ●教育研修費 ●備品購入費
- 旅費 ●印刷製本費 ●役員費 ●消耗品費 ●委託料 ●取組発信経費(広告宣伝費、出展費、ホームページ作成費、求人媒体作成費)
- その他京都府が必要と認める経費

※外部専門家によるコンサルティング事業に係る経費及び就業規則の作成・見直しに係る経費については、補助対象経費として合計200,000円を上限とする。

補助対象期間

交付決定日～令和6年3月31日 ※期限までに、経費の支払も含め事業を完了することが必要です。

手続の流れ



本補助金では次のようなサービスも対象になります!

- 子どもを連れて行けるコワーキングスペース(テレワークコース)
- 助産師、看護師等による育児相談サービス
- 子育てに関する社内研修(育休復帰時研修、男性育休促進等)



こちらのサイトに掲載されているサービスを利用される場合も、利用初年度に本補助金をご活用いただけます。

誰もが働きやすい職場環境づくり 京都 検索